

令和5年第8回川口市建築審査会会議録

- 1 日 時 令和5年11月22日（水） 午後1時26分から午後2時24分まで
- 2 場 所 鳩ヶ谷庁舎305会議室
- 3 出席者 委 員 岩谷和彰会長（議長） 廣瀬進治委員（廣はまだれに黄）
鹿島伸浩委員 長江厚委員
事 務 局 建築安全課職員 9名
- 4 次 第 (1) 開会
(2) 開会の挨拶
(3) 議案 第1号 建築基準法第68条の2第1項の規定に基づく川口市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第12条の許可申請について
第2号 建築基準法第43条第2項第2号の許可申請について
第3号 建築基準法第43条第2項第2号の許可申請について
(4) 報告 建築基準法第43条第2項第2号の包括同意基準による専決処分について
(5) その他
(6) 閉会

審査会の会議概要は次のとおり。

審査会は事務局の開会挨拶に始まり、川口市建築審査会規則第3条第2項の規定に基づき、会議録署名人として長江委員が選任された。

次第3の議案第1号「建築基準法第68条の2第1項の規定に基づく川口市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第12条の許可申請」について事務局から1件が提案された。別添の資料に基づき、市民の治安を守るため公益上必要な建築物である理由、壁面後退、建蔽率、容積率、日影規制、建物用途は基準を満たしているが、地区計画で定める建築物の高さの最高限度を超える理由、また許可相当と判断する根拠等につき説明があった。

議長が各委員に諮ったところ、敷地の選定理由、埼玉高速鉄道の地上権の設定内容、中高層条例の住民説明会開催の有無、周辺道路の区画整理の整備状況、近隣警察署との規模の違いについて質疑応答後、出席委員全員の賛成が得られ、第1号は同意された。

議案第2号「建築基準法第43条第2項第2号の許可申請」について、事務局から1件が提案され、道路や敷地の状況及び建物の用途について、交通上、安全上、防火上、衛生上支障がないと判断した旨、別添資料に基づき説明を行った。

議長が各委員に諮ったところ、分筆の時期の確認、資料の道路形状の違いについて質疑応答後、出席委員全員の賛成が得られ、議案第2号は同意された。

議案第3号「建築基準法第43条第2項第2号の許可申請」について、事務局から1件が提案され、道路や敷地の状況及び建物の用途について、交通上、安全上、防火上、衛生上支障がないと判断した旨、別添資料に基づき説明を行った。

議長が各委員に諮ったところ、寄附採納の詳細について質疑応答後、出席委員全員の賛成が得られ、議案第3号は同意された。

次第4の報告「建築基準法第43条第2項第2号の包括同意基準による専決処分」につい

て、事務局から建築基準法第43条第2項第2号の包括同意基準に基づき、令和5年8月23日から令和5年11月21日までの期間における河川等管理用の道1件、狭あい公道3件、協定道路6件、私道4m6件の専決処分に係る許可について報告された。

次第5その他において、次回開催日程について確認後、第8回建築審査会を終了した。